○農林水産省告示第千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　香川県善通寺市善通寺町字程坂三六八一の一〇、三六八一の一一、三六八一の一二、三六八一の一九、三六八一の六〇、丸亀市本島町小阪字小阪一一五七の二、一三八六の一四、観音寺市大野原町井関字有松乙一九〇の一・乙一九一・乙一九二・大野原町田野々字美田乙二〇・字下美田乙一九の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、乙一九の二、豊浜町和田字大谷丙四七三・丙四八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、仲多度郡まんのう町山脇字多治川七四五の二七、七四五の三七、七四五の一八八、七四五の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町字青山二九一五の三一五・二九一五の三一九から二九一五の三二一まで（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二九一五の二・二九一五の三六・二九一五の三七・二九一五の三九・二九一五の四〇・字中小屋二九一五の一・二九一五の二四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走市字明治一八二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字余別町一二六の甲地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡当麻町五〇三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字菅谷四三一〇の一三・四三一一の五・四三一一の九・四三一二の一六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那三〇一七の二、三〇一七の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那三〇一二の四、三〇一三の二から三〇一三の四まで、三〇一五の七から三〇一五の一〇まで、三〇一六の四、三〇一六の五、三〇一七の三から三〇一七の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町戸河内三二一九の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市青蓮寺字青蓮寺山二八五〇の一四三八・二八五〇の一四三九・二八五〇の一四九一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市青蓮寺字青蓮寺山二八五〇の一四三八・二八五〇の一四三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。）